

第4回地域医療構想策定 ガイドライン等に関する検討会	参考 資料
平成26年11月21日	3-2

## 地域医療対策協議会

### 【法令等】

- 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場を設け、これらの者の協力を得て、救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関し必要な施策を定め、これを公表しなければならないとされている（医療法第30条の17、医療法施行規則第30条の33の9）。

（協議に参加する関係者）

特定機能病院、地域医療支援病院、公的医療機関、臨床研修指定病院、診療に関する学識経験者の団体（医師会、歯科医師会）、大学等、社会医療法人、国立病院機構、地域医療機能推進機構、地域の医療関係団体（病院団体、薬剤師会、看護協会等）、関係市町村、地域住民を代表する団体

### 【実際の運用】 《情報提供をいただいた県》北海道、東京都、富山県、福岡県

<都道府県と会議との関係>

- ① 都道府県が協議会の構成員となっているケース（北海道、東京都、福岡県）
- ② 都道府県が協議会の構成員となっておらず、事務局のみを担っているケース（富山県）

<委員の主な構成員>

県医師会、看護協会、公的医療機関、病院団体、大学、消防、市町村会、県社会福祉協議会、地域住民を代表する団体 等

<開催時期>

年1～2回程度

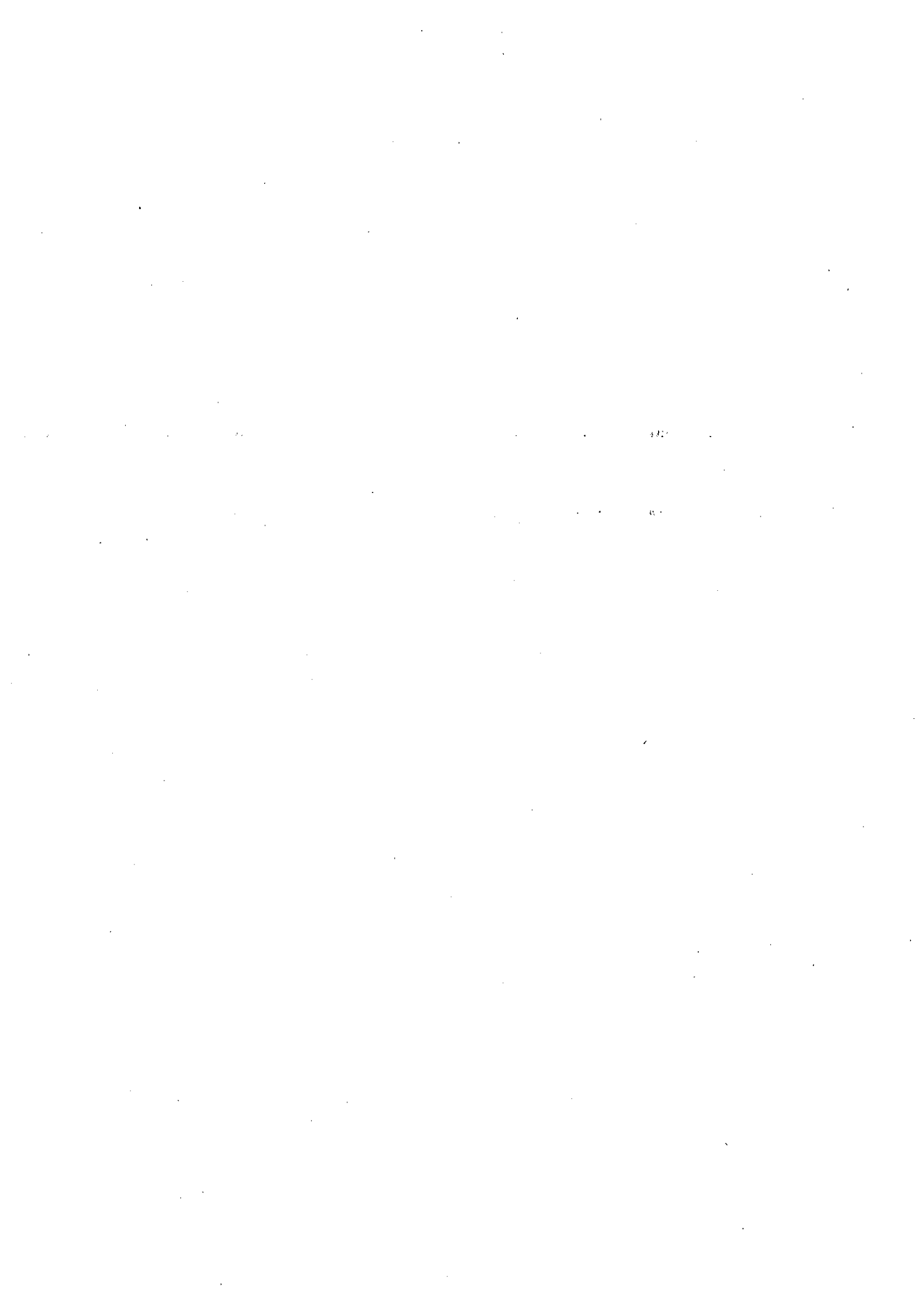
- ・ 都道府県医療審議会と同時開催（富山県）

<会議・議事の公開>

- ① 会議・議事ともに原則、公開（北海道、東京都、富山県）  
※ 一般的には公開していないが、要望があれば公開（北海道）
- ② 会議・議事ともに非公開（福岡県）

<議事決定の方法等>

- 特に定めていない（北海道、東京都、富山県、高知県、福岡県）
- ・ 協議会名による提言実績あり（北海道）



# 地域医療対策協議会

## 目 次

北海道 P1

東京都 P3

富山県 P5

福岡県 P8



## 北海道医療対策協議会設置要綱

### (設置)

第1条 本道における地域医療の充実・確保に向け、医師派遣を巡る諸課題への対応策について、医育大学、行政機関及び関係機関が協力して検討・協議を行い、具体的な取組を推進することを目的として、「北海道医療対策協議会」(以下、「協議会」という)を設置する。

### (検討・協議)

第2条 協議会は、次の事項について検討・協議を行う。

- (1) 医師派遣(紹介)に関する事
- (2) 自治体病院等の広域化に関する事
- (3) 地域医療を担う医師の養成に関する事
- (4) その他

### (構成機関)

第3条 協議会は次の機関の代表者等で構成する。

- (1) 北海道大学、旭川医科大学、札幌医科大学
- (2) 市町村(留萌市、紋別市、赤平市、木古内町、奈井江町、美瑛町、枝幸町、興部町、本別町、羅臼町)
- (3) 社団法人北海道医師会
- (4) 社団法人北海道看護協会
- (5) 社団法人全国自治体病院協議会北海道支部
- (6) 地方・地域センター病院協議会
- (7) 財団法人北海道地域医療振興財団
- (8) 北海道厚生農業協同組合連合会
- (9) 日本赤十字社北海道支部
- (10) 社会福祉法人北海道社会事業協会
- (11) 国民健康保険病院
- (12) 医療法人溪仁会
- (13) 特定非営利活動法人北海道病院協会
- (14) 北海道家庭医療学センター
- (15) 独立行政法人国立病院機構
- (16) 北海道厚生局
- (17) 北海道

### (会長)

第4条 協議会に会長を置き、知事をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、必要の都度会長が招集し、保健福祉部長を座長とする。

### (分科会)

第6条 協議会には、協議会の決定により分科会を置くことができる。

- 2 各分科会には、必要に応じて、協議会構成員以外の者の参加を求めることができることとする。

### (事務局)

第7条 協議会に係る事務は、北海道保健福祉部医療政策局地域医師確保推進室において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に当たり必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則	この要綱は、平成16年5月24日から施行する。
附 則	この要綱は、平成17年7月7日から施行する。
附 則	この要綱は、平成18年3月28日から施行する。
附 則	この要綱は、平成18年8月29日から施行する。
附 則	この要綱は、平成19年3月28日から施行する。
附 則	この要綱は、平成19年5月24日から施行する。
附 則	この要綱は、平成19年9月7日から施行する。
附 則	この要綱は、平成21年3月31日から施行する。
附 則	この要綱は、平成22年3月29日から施行する。
附 則	この要綱は、平成23年5月24日から施行する。
附 則	この要綱は、平成24年3月28日から施行する。

# 北海道医療対策協議会名簿

平成26年10月31日暫定版

(敬称略)

団体(機関)名	構成員職名	氏名	備考
北海道大学	医学部長	笠原正典	
	病院長	賀金清博	
	医学研究科教授	筒井裕之	
旭川医科大学	学長	吉田晃敏	
	副学長	-	25.6渡離後不在
	副学長(病院長)	松野丈夫	
札幌医科大学	学長	島本和明	
	医学部長	堀尾嘉幸	
	附属病院長	山下敏彦	
留萌市	市長	高橋定敏	
紋別市	市長	宮川良一	
赤平市	市長	高尾弘明	
木古内町	町長	大森伊佐緒	
奈井江町	町長	北良治	
美瑛町	町長	浜田哲	
枝幸町	町長	荒屋吉雄	
興部町	町長	裕一寿	
本別町	町長	高橋正夫	
羅臼町	町長	脇紀美夫	
一般社団法人北海道医師会	会長	長瀬清	
	副会長	藤原秀俊	
公益社団法人北海道看護協会	会長	平山妙子	
公益社団法人全国自治体病院協議会北海道支部	砂川市立病院長	小熊豊	
地方・地域センター病院協議会	北見赤十字病院長	吉田茂夫	
公益財団法人北海道地域医療振興財団	理事長	三宅直樹	
北海道厚生農業協同組合連合会	代表理事専務	原雅弘	
日本赤十字社北海道支部	旭川赤十字病院長	牧野憲一	
社会福祉法人北海道社会事業協会	理事長	高橋透	
国民健康保険病院	鹿追町国民健康保険病院長	白川拓	
	黒松内町国民健康保険病院長	秀毛寛己	
医療法人溪仁会(統括本部)	理事長	秋野豊明	
特定非営利活動法人北海道病院協会	理事長	徳田禎久	
北海道家庭医療学センター	理事長	草場鉄周	
独立行政法人国立病院機構北海道がんセンター	院長	近藤啓史	
厚生労働省北海道厚生局	局長	山本尚子	
北海道 (保健福祉部)	知事	高橋はるみ	
	部長	高田久	
	地域医療推進局長	荒田吉彦	
	技監	森昭久	
	地域医療推進局地域医療課長	大竹雄二	
	地域医療推進局地域医療課医師確保担当課長	澁谷文代	
	地域医療推進局地域医療課医療参事	石井安彦	

## 東京都地域医療対策協議会設置要綱

平成19年5月21日付19福保医人第393号

一部改正 平成25年11月29日付25福保医人第1617号

### (目的)

第1 医療法第30条の12第1項の規定に基づき、医師等医療従事者の確保方策を協議することを目的として、東京都地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 医師等医療従事者の確保及び育成に関する事項
- (2) その他必要な事項

### (構成)

第3 協議会は、医療法第30条の12第1項に掲げる者の中から、福祉保健局長（以下「局長」という。）が委嘱し、又は任命する委員で組織する。

### (委員の任期)

第4 委員の任期は委嘱し、又は任命の日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。  
2 当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5 協議会に会長及び副会長を置く。  
2 会長は技監を充て、副会長は会長が指名する者をもって充てる。  
3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。  
4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (専門委員)

第6 協議会には、専門的な事項を検討するための委員（以下「専門委員」という。）を置くことができる。  
2 専門委員は、局長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員の任期は、その都度、定めるものとする。

(招集)

第7 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、第3に定める者のほか、必要と認める者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(会議及び会議録等の取扱い)

第8 会議、会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。

ただし、会長、副会長又は委員の発議により出席委員の過半数により議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

2 会議又は会議録等を公開する場合においては、会長は必要な条件を付すことができる。

(庶務)

第9 協議会の庶務は、福祉保健局医療政策部医療人材課において処理する。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

第1 この要綱は、平成19年5月21日から施行する。

第2 この要綱の施行後、初めて委嘱し、又は任命する委員の任期については、第4の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。



## 富山県医療対策協議会設置要綱

### (設置)

第1条 医療従事者の確保その他県において必要とされる医療の確保に関する事項を検討するため、富山県医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 医療従事者の確保に関すること。
- (2) その他県において必要とされる医療の確保に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の12第1項各号に掲げる者の管理者その他の関係者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第5条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

### (部会)

第7条 協議会には、部会を置くことができる。

- 2 部会において協議すべき事項は、会長が協議会に諮って定める。
- 3 部会の委員は、協議会の委員のうちから会長が指名し、又は会長の推薦により有識者のうちから知事が任命し、若しくは委嘱する。
- 4 前項の規定により有識者のうちから知事が任命し、又は委嘱した部会の委員の任期は、2年以内とする。
- 5 部会に部会長を置き、部会長は、部会の委員のうちから会長が指名する。
- 6 第5条第3項及び第4項並びに前条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「協議会」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるもの

とする。

- 7 第2項の規定により定められた事項については、当該部会の意見をもって協議会の意見とする。
- 8 前項の規定による意見は、次の協議会に報告しなければならない。
- 9 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

#### (幹事会)

第8条 協議会に、その運営の円滑化を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事10人以内で組織する。
- 3 幹事は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 幹事会に座長を置き、座長は、幹事のうちから会長が指名する。
- 5 第5条第3項及び第4項並びに第6条の規定は、幹事会について準用する。  
この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「座長」と、「協議会」とあるのは「幹事会」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。
- 6 会長が軽易と認めた事項については、当該幹事会の意見をもって協議会の意見とする。
- 7 前項の規定による意見は、次の協議会に報告しなければならない。
- 8 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

#### (庶務)

第9条 協議会の庶務は、富山県厚生部医務課において処理する。

#### (細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成19年4月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行の後最初に知事が任命し、又は委嘱する協議会の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

## 富山県医療対策協議会委員名簿(平成26年9月8日から)

		選出区分	職 名	氏名
委 員	学 識 経 験 者	医科大学	富山大学附属病院長	塚田 一博
		消防	富山県消防長会長	吉田 一夫
	医 療 を 提 供 す る 者	県医師会	富山県医師会長	馬瀬 大助
		県医師会	富山県医師会副会長	泉 良平
		新川医療圏	魚津市医師会長	加納 晃
		富山医療圏	富山市医師会長	島田 一彦
		高岡医療圏	高岡市医師会長	長谷田 祐一
		砺波医療圏	砺波医師会長	金井 正信
		県歯科医師会	富山県歯科医師会長	吉田 季彦
		県看護協会	富山県看護協会長	三谷 順子
		県薬剤師会	富山県薬剤師会長	西尾 公秀
		公的病院	富山県立中央病院長	野田 八嗣
		公的病院(新川)	黒部市民病院長	竹田 慎一
		公的病院(富山)	富山市立富山市民病院長	石田 陽一
		公的病院(高岡)	厚生連高岡病院長	亀谷 富夫
		公的病院(砺波)	市立砺波総合病院長	伊東 正太郎
		臨床研修病院	八尾総合病院長	藤井 久丈
		リハビリテーション	富山県高志リハビリテーション病院長	橋本 二美男
		国立病院機構	国立病院機構富山病院長	嶋 大二郎
		精神科病院	富山県精神科病院協会長	木戸 日出喜
		訪問看護	富山県訪問看護ステーション連絡協議会長	加藤 真理子
	医 療 を 受 け る 者	県市長会	富山県市長会代表	夏野 修
		県町村会	富山県町村会代表	伊東 尚志
		福祉団体	富山県社会福祉協議会評議員	加藤 まゆみ
		女性団体	富山県母親クラブ連合会長	和田 麗子
委 員 数			25	

\* 本協議会委員:25名以内 女性登用率:16%(25名中4名)

\* 任期:平成25年4月1日～平成27年3月31日(2年間)

## 福岡県医療対策協議会設置要綱

### (目的)

第1条 へき地を含む地域又は特定の診療科での医師確保が困難となっている状況等を踏まえ、医師の確保が困難な地域又は診療科における医師確保の方策等について協議するため、福岡県医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議会の事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 医療提供体制の整備状況についての分析
- (2) 医療機関の機能分化・連携の推進
- (3) 医師の確保及び医療機関への配置対策の検討
- (4) その他必要な事項

### (構成員)

第3条 協議会は別表に掲げる者をもって構成する。

### (座長及び副座長)

第4条 協議会に座長及び副座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故等があるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 協議会は、座長が招集し主宰する。

2 座長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健医療介護部医療指導課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成16年12月6日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年7月30日から施行する。

別 表

福岡県医療対策協議会構成員

構 成 員
(社) 福岡県医師会会長
(社) 福岡県医師会副会長
九州大学病院長
産業医科大学病院長
福岡大学病院長
久留米大学病院長
公立八女総合病院長
朝倉医師会病院長
(社) 地域医療振興協会福岡県支部長
福岡県病院協会会長
福岡県自治体病院開設者協議会長
福岡県町村会代表
独立行政法人国立病院機構九州医療センター院長
福岡県地域婦人会連絡協議会副会長
福岡県保健医療介護部長
福岡県保健医療介護部医監

